

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年1月6日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年1月24日付け海建管第6327号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成26年1月27日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、水路を消滅させた具体的な手続きを説明した文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 二線行政財産（二線無番地）は、国有地であり、当時は知事が国から委託されて管理していたものである。
- (2) 水路を消滅させる場合には、国への手続きが必要であり、管理者である知事が勝手に廃棄や変更などできない。
- (3) 実施機関は、「二線行政財産（二線無番地）を消滅させたり、里道への変更を行った事実がない」と理由説明書に記載しているが、これらの理由は虚偽であり、公文書の何処にも根拠がない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

平成13年の和歌山市上三毛字東山田における地図（公図）訂正では、二線行政財産を消滅させたり、水路を里道に変更した事実はない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は、平成13年の和歌山市

上三毛字東山田における地図(公図)訂正において、二線行政財産を消滅させたり、水路を里道に変更した事実はない旨説明する。

その理由として、実施機関は、本件里道は平成13年当時、実際に水路ではなく里道であったと認識していると述べており、これを前提とすれば、実施機関による水路から里道となった根拠を示す公文書を「作成又は取得していない」との主張は、特段不合理とは認められず、過去の答申(諮問第88号及び第93号)においても、同様の判断を行っているところである。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

| 年 月 日 | 審査の経過 |
|-------------|--------------------|
| 平成26年2月3日 | ○諮問(実施機関) |
| 平成26年3月4日 | ○実施機関からの理由説明書を受理 |
| 平成26年3月14日 | ○異議申立人からの意見書を受理 |
| 平成29年3月16日 | ○審議 |
| 平成29年4月25日 | ○審議 |
| 平成29年12月5日 | ○審議 |
| 平成29年12月19日 | ○実施機関からの説明及び意見の聴取 |
| 平成30年1月11日 | ○審議 |
| 平成30年3月6日 | ○審議 |
| 平成30年3月8日 | ○異議申立人からの意見書を受理 |
| 平成30年4月24日 | ○審議 |
| 平成30年8月30日 | ○異議申立人からの説明及び意見の聴取 |
| 平成30年10月2日 | ○審議 |

平成 30 年 10 月 17 日

○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

| 請求日 | 請求内容 |
|---------------------------|--|
| 平成 26 年 1 月 6 日 | 旧公図〇〇〇-〇南側筆界線は字北原との字界となっている。この字界に沿って里道がありその南側に無番地があった。この無番地の南側に字西山から続く川があり、当該無地東側より北向に流れを変えて大池に注ぐ川が続いていた。13 年公図訂正でこの川の表示がなくなったがその根拠となる理由がわかる文書の開示。 |
| 平成 26 年 1 月 10 日 (補正後) | 旧、公図〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇(分筆後〇〇〇-〇〇)に接する無番地との間に記載される 2 線行政財産が〇〇〇-〇~〇〇〇-〇〇間で消滅し、以北は里道に変更されている。その理由について記載された公文書の開示。 |